

飯島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年4月20日

飯島町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

当町の農地は、平地と中山間地が混在しており、中央アルプスを源とする中田切川、郷沢川、与田切川、子生沢川などが天竜川に合流する海拔550mから830mの河岸段丘にかけて展開し、昼夜の温度格差が大きい内陸性気候を活かした多品目の農産物が生産されている。

しかしながら、中山間地域では、遊休農地の増加が懸念されているため、その発生防止・解消に努めていく一方、平坦地域では土地利用型の水田農業が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かし活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、飯島町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,165 ha	5 ha	0.4 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,154 ha	4 ha	0.3 %
目 標 (令和6年3月)	1,154 ha	4 ha	0.3 %

注：現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査で把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員は、関係機関や地域等と共に、利用状況調査（農地法第30条第1項の規定による調査をいう。以下同じ。）と利用意向調査（同法第32条第1項の規定による利用の意向調査をいう。以下同じ。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から実施してきた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

イ 農地パトロール、利用意向調査は、農業委員及び推進委員が連携して行う。

ウ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく利用関係の調整を行う。

エ 農地パトロールと利用意向調査の結果は「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを推進する。

③ 非農地判断について

農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	1,160 ha	624 ha	54 %
3年後の目標 (令和5年3月)	1,150 ha	639 ha	56 %
目 標 (令和6年3月)	1,150 ha	644 ha	56 %

注：現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

営農センター及び地区営農組合の連携と役割分担の下で、以下の取組みを支援する。

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成や見直し、運用に積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は町、農地中間管理機構、農協、地区営農組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しに関与し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用や新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数（個人・法人）
現 状 (令和2年3月)	4経営体
3年間の目標 (令和5年3月)	19経営体
目 標 (令和6年3月)	24経営体

注1：現状は、令和元年度の新規参入に係る数値

注2：新規参入経営体数は、単年度新規参入経営体の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

地区営農組合との連携と役割分担の下で、新規参入の支援を行う。

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握すると共に、必要なサポートを行う。

② 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 別段面積（農地法施行規則第17条の規定による設定面積をいう。）については、遊休農地の解消や新規参入の促進のため、町全域は30アール、住居に附属する農地は1アールと定めてあるので、小規模な新規農業者の積極的な参入を図り、農地の保全及び有効利用を図る。

イ 農業委員及び推進委員は、新規参入あるいは参入後数年の農業者から農地に関する要望等の情報収集を行い、その情報に基づいたサポートを行う。